

人権施策の推進に向けて

1. あらゆる場における人権教育・啓発・研修の推進

①家庭における人権教育・啓発

家庭と地域・保護者同士が連携して、子どもたちに、他人に対する思いやりや基本的倫理観、みんなの命を大切にすることなどの価値を伝えると同時に、人権について親子・地域で学んでいく体制を整えます。

②学校等における人権教育・啓発

ア) 就学前における教育

乳幼児期が人間形成の基礎が培われる大切な時期であることに鑑み、実態を正しく把握し人権に配慮した保育を行うとともに、幼児の発達の特徴を踏まえ生命の大切さに気付かせ、豊かな心情を育むなど人権尊重の精神が感性として育まれるよう努めます。

イ) 小・中学校における人権教育

小・中学校における人権教育は、人権文化を育むため、教育条件や学習環境の整備をはじめ、家庭や地域と連携して取り組むことが大切です。とりわけ、いじめ、暴力、不登校などは、緊急の課題として取り組んでいくことが大切です。

③企業（職場）等における人権教育・啓発

企業（職場）等においては、人権が配慮された職場づくり、企業活動、社会貢献を遂行していくために、従業員・職員に対する人権研修の実施が欠かせません。また、経営者にとっては人権を基底にした経営倫理の確立が求められます。

このため、企業の主体的な取組と合わせて、人権意識の向上のための啓発、資料や情報の提供など、連携・支援を進めていきます。

④地域における人権教育・啓発

地域は、市民が日常生活や地域活動を通して様々な人権問題について理解を深め実践する場であり、子どもたちにとっては体験的に学ぶ場として重要な役割を担っています。

このため、市民の自主性と要求に依拠して「だれでも・いつでも・どこでも」の生涯学習の理念を大切にした人権教育・啓発・研修活動を進めていきます。また、人権学習の機会・情報・資料の提供等を支援していきます。

2. 人権侵害に対する救済支援

人権侵害の事案に対しては、丹波市人権啓発センターが窓口となって積極的に関与し、被害者の救済と権利の回復に向けて、情報提供や解決策のコーディネートなど、市として事案完結まで支援をします。

3. 庁内の推進体制の整備

人権施策は、市の施策全般を通じて行われることが重要であることから、全庁推進体制の中核である「丹波市人権施策推進会議」において、関係部局相互の連絡調整、進捗状況・評価等を行います。

4. 市民等の参画と協働

人権施策は、市の主体性のもと、市民、事業者、各機関・団体等の多様な主体が、それぞれの役割と責任を自覚しつつ互いに協力する「参画と協働」のもとで推進します。

5. 関連機関、団体等との連携

人権施策の推進にあたっては、国・県関係機関及び他市町との連携、市内関係組織、民間団体等との連携を図り、互いに協力して幅広く推進していきます。



丹波市まちづくり部人権啓発センター
〒669-3692 丹波市氷上町成松字甲賀1番地（電話 0795-82-0242）

みんなでつなぐ丹(まごころ)の里

第2次 丹波市人権施策基本方針

＜概要版＞



平成27年3月

 丹波市

第2次 丹波市人権施策基本方針

基本的な考え方

1. 人権尊重の基本理念

「人権の尊重」

だれもが人として生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むための権利を大切にします。



「人権の共存」

人権は市民相互や、国や県・市、企業等を含む社会的な制度や関係性においても、共に尊重されます。

2つの基本的価値基準

- ①人間の尊厳 …人はだれもが尊い人間性を持っています。
- ②人間の平等性…人はだれもがあらゆる違いに関係なく平等です。

◇人権尊重の社会

人権が尊重され、お互いが支えあう、安全に安心して暮らせる、能力や個性の発揮できる、生き甲斐のある人生を過ごせる
…そんな人権尊重の社会を実現します



◇その実現のために…

- すべての市民は、日常生活・職場・市民活動等のあらゆる場において、人権尊重の精神を織り込みます。
- 行政は、市民の人権を実現する責務を果たします。

2. 人権施策推進の目標

◇私たちの目指すまちづくり

「第2次丹波市総合計画」
将来像：人と人、人と自然の創造的交流文化都市
～みんなてつなぐ丹（まごころ）の里～

- ・互いに助け合い地域づくりに参画し、誇りに思える地域コミュニティづくり
- ・あらゆる年齢層の人の交流と参画をうながす連携づくり

→「人権尊重の精神」と「人権尊重の社会」をさらに次世代へ継承します。

◇「共生社会」の実現

- 市民・団体・行政などが連携して、家庭・学校・職場・地域などのあらゆる場における人権教育・啓発・研修を進め、人権尊重の理念への理解を深めます。
- 豊かな人権文化を育み、お互いを認めながら共に生きる「共生社会」の実現を目指します。

3. 基本方針の性格

本市の人権施策の基本的な方向性として、参画と協働による市の主体的な取組みと各団体の自主的な取組みについて示しています。

人権課題への取組み

同和問題

◆施策の方向

- ①差別事象への対応
- ②人権啓発活動の充実
- ③人権のまち（地域）づくり
- ④福祉や暮らしの向上

女性の人権

◆施策の方向

- ①男女共同参画の視点立った意識改革
- ②多様な生き方を選択できる条件等の整備
- ③女性問題相談事業と健康づくり
- ④女性に対するあらゆる暴力の根絶

子ども・若者の人権

◆施策の方向

- ①保健・福祉の充実
- ②児童の虐待防止
- ③人権教育の推進
- ④子どもの育成・安全確保
- ⑤若者と社会をつなぐ支援

高齢者の人権

◆施策の方向

- ①保健・福祉と人権擁護の推進
- ②認知症高齢者の人権擁護の推進
- ③人権と自己決定の尊重
- ④高齢者の虐待防止の推進
- ⑤地域の相互支援体制の確立
- ⑥生活環境の整備
- ⑦社会参加と交流

障がいのある人の人権

◆施策の方向

- ①心のバリアフリーの推進
- ②地域生活や自立・社会参加の支援と権利擁護
- ③生活環境づくりと支援
- ④障がいのある人への虐待防止
- ⑤障がい児療育支援の充実

外国人の人権

◆施策の方向

- ①知識・情報の提供
- ②啓発・相互理解の促進
- ③生活・教育環境の充実
- ④雇用・保健・福祉の充実

その他の人権課題

◆施策の方向

- ①個人情報の保護
- ②インターネットによる人権侵害
- ③感染症患者等の人権
- ④さまざまな人権問題

